平成31年3月22日 改正 令和元年6月21日 令和元年7月12日 令和3年2月19日 令和4年3月8日 令和5年3月6日 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりを推進するため、転倒又は倒壊の危険性のあるブロック 塀等の撤去等を行う者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することについて、寒川町補 助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定め るものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、万年塀、石材等を用いて築造された塀又は門柱をいう。
 - (2) 危険ブロック塀等 現に町内に存するブロック塀等で、土地に附属し、かつ、一般の交通の 用に供されている道路に面したものであって、道路面又はその土地の敷地面からの高さが1メートル以上(ブロック塀等が擁壁の上に築造されている場合にあっては、道路面からの高さが1メートル以上で、かつ、そのブロック塀等の高さが0.6メートル以上)かつその延長が1メートル以上のものをいう。
 - (3) 安全な工作物等 生け垣、竹垣、四ツ目垣、フェンスその他軽量な構造物であって町長が安全と認めるものをいう。
 - (4) 個人住宅 個人が所有する戸建ての住宅(店舗等住宅以外の用途を兼ねるもの及び賃貸住宅 は除く。)をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、危険ブロック塀等を撤去する工事又は危険ブロック塀等を撤去するとともに安全な工作物等を設置する工事(以下「防災工事」という。)とする。ただし、安全な工作物等については、道路(法第42条第2項の規定に基づく道路に限る。)の中心線からの水平距離2メートルの線(当該道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道路の側の境界線から当該道路の側に水平距離4メートルの線)までの範囲に設置するものを除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する危険ブロック塀等に係る防災工事は、補助の 対象としない。
 - (1) 売買を目的とした整地又は解体に伴い撤去する危険ブロック塀等
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴い撤去する危険ブロック 塀等
 - (3) 国及び地方公共団体その他の公共団体が撤去する危険ブロック塀等
 - (4) この要綱による防災工事に係る補助を受けたことがある敷地に存する危険ブロック塀等
 - (5) 国及び地方公共団体その他公共団体による助成制度を受けて工事を行う危険ブロック塀等
 - (6) 道路整備又は市街地整備に伴う移転補償を受けて工事を行う危険ブロック塀等
 - (7) 販売又は収益を目的とした敷地に存する危険ブロック塀等
 - (8) 面している道路との境界が確定していない敷地に存する危険ブロック塀等

(補助の交付対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けられる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。
 - (1) 危険ブロック塀等及び当該危険ブロック塀等が附属する個人住宅の所有者であること。

- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 補助金の交付申請を行う年度の3月20日までに防災工事を完了できる見込みであること。 (補助金の交付額)
- 第5条 補助金の額は、防災工事に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に2分の1 を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)とし、その上 限は30万円とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防災工事に着手する前に 寒川町危険ブロック塀等防災工事事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類 を添えて町長に申請しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 危険ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した現況図
 - (3) 施工前の危険ブロック塀等のカラー写真(申請日の2か月前以降に撮影したもの)
 - (4) 防災工事に係る見積書及び見積内訳書(工事種別ごとの費用、消費税及び地方消費税相当額がわかるもの)
 - (5) 町税の滞納がないことを証する書類又は町税納付状況調査同意書(第2号様式)
 - (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否について審査及び決定し、その結果を寒川町危険ブロック塀等防災工事事業補助金決定通知書(第3号様式)により、当該申請を行った申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該補助に係る防災工事に着手したときは、速やかに寒川町危険ブロック塀等防災工事着手届(第4号様式)に関係書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(申請の変更又は取り下げ)

第9条 補助決定者は、当該補助に係る申請内容又は補助申請額に変更が生じたとき若しくは当該補助の申請を取り下げるときは、寒川町危険ブロック塀等防災工事事業補助金交付(変更・取下げ)申請書(第5号様式)により町長に申請しなければならない。

(交付決定変更通知等)

第10条 町長は、前条の申請を受けたときはその内容について速やかに審査し、交付決定の変更又は 取消しを行ったときは、その旨を寒川町危険ブロック塀等防災工事事業補助金交付決定(変更・取 消し)通知書(第6号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(交付請求)

- 第11条 補助決定者は、防災工事が完了したときは、寒川町危険ブロック塀等防災工事事業補助金交付請求書(第7号様式)及び寒川町危険ブロック塀等防災工事完了実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、交付申請年度の3月20日(同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日)までに町長に請求しなければならない。
 - (1) 当該防災工事に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
 - (2) 当該防災工事に係る費用の内訳が確認できる書類の写し
 - (3) 防災工事を行った箇所の施工中及び完成後のカラー写真
 - (4) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付)

- 第12条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは当該補助決定者に対し補助金を交付するものとし、適当でないと認めたときは当該防災工事の変更又は修正を指示できるものとする。
- 2 前項の規定により、防災工事の変更又は修正の指示を受けた補助決定者は、当該指示された事項 について変更又は修正が完了したときは、その旨を町長に申し出るものとする。

(維持管理)

第13条 補助金の交付を受けた者は、防災工事により安全な工作物等を設置したときは、当該補助金の交付の目的が達せられるよう、設置した安全な工作物等の維持管理等に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき若しくはこの要綱の規定に違反することが認められたときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日)

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附 則(令和元年7月12日)

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則(令和3年2月19日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月8日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月6日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。